

ふじみ野市競争入札参加資格者実態調査実施要綱

令和元年12月25日

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が行う公共調達への不良又は不適格な業者の参入を防止し、入札及び契約の適正化を推進するため、ふじみ野市建設工事等入札参加資格に関する規則（平成17年ふじみ野市規則第61号。以下「規則」という。）第3条の規定による入札参加の資格を有する者（以下「有資格者」という。）の営業実態の調査（以下「調査」という。）を行うに当たり必要な事項を定めるものとする。

(調査対象)

第2条 調査の対象は、規則第2条第1号から第3号までに掲げる契約に係る有資格者のうち次のいずれかに該当する者（以下「調査対象者」という。）とする。

- (1) 市内業者（規則第3条第1項の資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、市内に本社、本店等を有するものとして登載されている者をいう。以下同じ。）
- (2) 準市内業者（資格者名簿に、市内に支社、支店、営業所等を有する者として登載されている者をいう。以下同じ。）

(調査事項)

第3条 調査は、別表に定める調査事項その他の営業の実態に関する事項について行うものとする。

(調査方法)

- 第4条 調査は、契約主管課に属する職員（以下「調査担当職員」という。）2人以上が予告せず調査対象者の事業所を訪問することにより行うものとする。
- 2 調査担当職員は、営業実態について現場確認、聴き取り調査、写真撮影等を行うものとする。
 - 3 調査担当職員は、事業所を訪問するときは、ふじみ野市職員服務規程（平成17年ふじみ野市訓令第31号）第5条に規定する職員証を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。
 - 4 調査担当職員は、調査終了後、事業所実態調査票（様式第1号）に必要事項を記入し、速やかに契約主管課長に報告するものとする。
 - 5 調査担当職員は、事業所を訪問した際に調査対象者が不在の場合、事業所調査訪問書（様式第2号）を当該調査対象者の郵便受け等に投かんし、改めて予告することなく調査するものとする。

(調査結果)

第5条 市長は、調査の結果、営業について改善を要すると認めたときは、事業

所実態調査改善通知書（様式第3号。以下「改善通知書」という。）により調査対象者に通知するものとする。数回にわたって訪問をしたにもかかわらず不在であったときも同様とする。

- 2 前項の規定により改善通知を受けた調査対象者は、事業所実態調査改善報告書（様式第4号。以下「改善報告書」という。）により、改善通知日の翌日から起算して14日以内に改善状況を報告しなければならない。ただし、指定された期日までに改善報告書を提出することができないやむを得ない理由があると市長が認めた場合は、この限りでない。

（再調査）

第6条 市長は、前条第2項の規定により改善報告書が提出されたときは、速やかに再調査を行い、営業について改善がされたかどうかを判断するものとする。ただし、改善報告書により改善の状況が確認できたときは、この限りでない。

（改善の確認）

第7条 市長は、営業について改善の確認ができた場合は、速やかに改善確認結果通知書（様式第5号）により当該調査対象者に通知するものとする。

（入札参加の制限）

第8条 市長は、調査対象者が正当な理由なく調査を拒んだときは、当該有資格者の市内業者又は準市内業者としての入札参加を制限することができる。

- 2 市長は、調査の結果、営業について改善を要すると認めるときは、その改善が確認できるまでの間、当該有資格者の市内業者又は準市内業者としての入札参加を制限することができる。

（監督行政庁への通報）

第9条 市長は、調査の結果、建設業法（昭和24年法律第100号）その他関係法令に違反があると認められるときは、監督行政庁へ情報提供を行うものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、調査に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第3条関係）

調査事項	調査内容
事業所の所在地及び代表者	名簿に登載されている事業所の所在地及び代表者が調査結果と相違していないか。
専任の技術者	(1) 建設工事業の許可を受けた専任の技術者が常駐しているか。
	(2) 建設工事以外の業種にあつては、事業所の責任者が常駐しているか。
店舗に掲げる標識等	(1) 建設業法第40条に規定する標識が掲げられているか。
	(2) 建設工事以外の業種にあつては、商号又は名称を記載した看板が掲げられているか。
事業所の概要等	(1) 常時建設工事等の請負契約の見積り、入札、契約締結等を行うに当たり、事務用什器、各種事務台帳、契約等に使用する契約印等が備わっているか。
	(2) 業務を営むに当たり必要最低限の水道、電気等の設備があるか。
電子入札システムの接続	埼玉県電子入札共同システムに接続し、入札に参加できる環境が整備されているか。
その他事業所の実態に関する事項	(1) 建設業にあつては、建設業法第40条の3に規定する帳簿が整備されているか。
	(2) 建設工事以外の業種にあつては、営業活動に必要な帳簿類が整備されているか
	(3) 従業員の出勤状況が確認できる出勤簿を備えているか。

様式第1号（第4条関係）

事業所実態調査票

事業所名			
事業所の所在地			
事業所の代表者役職		事業所の代表者	
専任の技術者 （※工事のみ）	専任の技術者の配置状況 氏名 _____ □在・□不在 不在の場合の理由.....		
事業所の責任者 （※工事以外の業種のみ）	事業所の責任者の配置状況 氏名 _____ □在・□不在 不在の場合の理由.....		
事業所の概要	看板・標識	看板 □有・□無	標識 □有・□無
	他の事業所との兼用部分 □有・□無		
	水道等の供給状況 水道□有・□無 電気□有・□無 ガス□有・□無 使用状況 水道□有・□無 電気□有・□無 ガス□有・□無		
	事務用什器	電話（ 台）、FAX（ 台）、パソコン（ 台） 事務用机・椅子（ 組）、契約印（ 個） その他（)	
	埼玉県電子入札共同システムへの接続の有無 □有・□無		
	帳簿等	帳簿 □有・□無	出勤簿 □有・□無
	注記	
調査日時 年 月 日 () 午前・午後 時 分		調査員 職名 氏名 職名 氏名	
立会者（自署）		役職名 氏名 役職名 氏名	

様式第2号（第4条関係）

事業所調査訪問書

年 月 日

様

ふじみ野市建設工事等競争入札参加資格に係る事業所の営業実態を調査するため、本日ふじみ野市調査担当職員が訪問したことを通知します。

この調査は、事前に通知せず事業所を訪問して事業所の営業実態等を調査することとしていますが、本日貴殿の事業所については不在により調査ができなかったため、後日改めて訪問し調査します。

なお、この文書を確認しましたら、以下の連絡先まで御連絡ください。

ふじみ野市調査担当職員
(職・氏名)

(職・氏名)

連絡先

様式第3号（第5条関係）

事業所実態調査改善通知書

第 号
年 月 日

様

ふじみ野市長



年 月 日に実施した貴事業所の調査の結果について、次のとおり改善を要する事項がありましたのでふじみ野市競争入札参加資格者実態調査実施要綱第5条の規定により、速やかに改善されるよう通知します。

この通知書に基づく改善の状況を、事業所実態調査改善報告書により提出期限までに提出してください。

なお、改善の確認ができるまで、市内業者又は準市内業者としての入札参加を制限することを申し添えます。

1 改善事項

改善を要する事項	改善を要する内容

2 改善報告書提出期限

年 月 日

様式第4号（第5条関係）

事業所実態調査改善報告書

年 月 日

ふじみ野市長 宛て

所在地
事業所名
代表者役職
代表者氏名 ㊟

年 月 日付けで通知のあった改善を要する事項について、次のとおり改善したので報告します。

改善を要する事項	改善した内容

※ 写真、証明書、届出書等の改善状況が確認できるものを添付してください。

様式第5号（第7条関係）

改善確認結果通知書

第 号
年 月 日

様

ふじみ野市長



年 月 日に提出のあった事業所実態調査改善報告書により実施確認の結果を下記のとおり通知します。

記

- 1 確認実施日
- 2 確認の結果